

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：布川の棚田と生きる会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

【旧松之山村（布川地区）】

下布川棚田（五十子平棚田・坪野棚田・赤倉棚田・東山棚田）、中尾棚田、東川棚田、上鰻池棚田、下鰻池棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 地域の自主的な取組の促進による棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- 令和 12 年までに布川地区全体で保全を図る棚田 55.5ha の面積を維持する。

② 担い手の確保

- 令和 12 年までに布川地区全体で、地区棚田の保全に取り組む担い手を新たに 1 人以上確保する。

③ 生産性・付加価値の向上

- 令和 12 年までに布川地区の米をブランド化するため、色彩選別機等の農業機械を導入する。
- 新規取組として、大学と連携したブランドを付加価値として位置付け、生産する米を年 0.5 t 以上販売する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- 令和 12 年までに布川地区全体で、棚田米を 1 t 以上販売する。

② 自然環境の保全・活用

- 里山ウォーキング等をこれまで同様年間 1 回以上開催し、年間 20 人の参加者を確保する。
- 下布川棚田でこれまで継続して行ってきた棚田の環境保全を促進するのぼり旗の設置を布川地区全体で新たに 5 ヶ所以上行う。
- 新規取組として、鳥獣被害による農作物の被害を軽減させる。

③ 良好な景観の形成

- 下布川棚田の耕作放棄地等に年 1 回花苗等を植栽する活動を継続して行う。
- これまで同様に、冬期湛水を布川地区の棚田スポットで実施する。
- 新たに布川地区全体で、棚田の景観を損なう杉枝等の伐採を実施する。

④ 伝統文化の継承

- 布川地区全体で、春祭り、田休み祭り、小正月のどんど焼き等をこれまで同様継続して実施し、農業者と非農業者の交流を促進する。
- 布川地区全体で、盆踊り、収穫を祝うコンサートをこれまで同様に継続して年 1 回開催し、年間 100 人の来訪者を誘客する。

⑤ 集落機能の強化

- ・ 布川地区全体で、これまで同様に地域おこし協力隊を 1 人以上募集するとともに、都市部の大学等を 1 団体以上受け入れる。
- ・ 布川地区全体で、これまで同様に継続して高齢者の生活支援事業（お茶の間、弁当づくり、見守り、除雪等）を行う。
- ・ 令和 12 年までに布川地区全体で、小さな拠点を設置する。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 布川地区全体で、これまで同様に棚田オーナーまたはトラスト会員を 2 組以上確保する。
- ・ 農村交流体験イベントをこれまで同様に継続して年間 2 回以上開催し、年間 50 人の参加者を確保する。
- ・ 布川地区の棚田保全を応援する団体等とこれまで同様に継続して年 1 回以上の相互交流を実施する。
- ・ 令和 12 年までに布川地区全体で、移住・定住者を 1 人増加させる。

② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・ これまで継続してきた下布川棚田を舞台とした「棚田アート」事業や、中尾棚田と下布川棚田にある地区公園をこれまで同様に観光資源として整備・活用するとともに、新たに布川地区の主な棚田スポットに看板・休憩所を整備し、年間 200 人以上の観光客を誘客する。
- ・ 令和 12 年までに布川の棚田地域に農家レストランや直売所を整備し、年間 30 万円の売り上げを達成する。
- ・ 農家体験事業に取組み、年間 50 人の宿泊者を確保する。
- ・ 令和 12 年までに 1 軒の古民家を再生・活用する。

③ 棚田地域の資源を活用した六次産業化の推進

- ・ 令和 12 年までに布川地区全体で、山菜等の地域資源を原料とした加工品製造に新たに取組み、年 10 万円の売り上げを達成する。

④ 棚田を舞台とした芸術文化活動の推進

- ・ 布川地区全体で、これまで同様に大地の芸術祭を積極的に関与・誘致し、棚田を舞台とした芸術文化活動を推進する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

1）地域の自主的な取組の促進による棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・ 集落の非農業者や大学の学生ボランティア等、インターンシップ等を活用して共同活動を促進し、布川地区全体の棚田の耕作放棄地拡大を抑止する。
- ・ 中山間地域等直接支払制度等を活用し、計画的に農用地を更新し、耕作放棄

を防止する。

② 担い手の確保

- ・ 地域おこし協力隊制度や農業体験事業等を活用しながら、布川地区全体の担い手の確保を促進する。
- ・ 布川地区全体で、外部からの新たな担い手を積極的に受け入れ、営農指導や販売支援を行う。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・ 布川地区全体で、共同の色彩選別機を導入し、殺虫剤を極力使用しない安心安全の米の販売を促進する。
- ・ 布川地区全体で、歩行型草刈機や自動草刈機による草刈り、ドローンによる肥料散布など、引き続きスマート農業の取組みを推進する。
- ・ 布川地区で栽培した米を大学と連携してブランド化し販売する。
- ・ 布川地区全体で、引き続き地域の中核的なリーダーになる可能性のある者や意欲のある担い手に農地を集約する。

2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・ 布川地区全体で、棚田米のブランド化を図るとともに、棚田米の販路を拡大する。
- ・ 布川地区全体で、棚田オーナーや棚田トラスト、都市部の小・中・高校や大学等の農業交流関係団体のイベント等に積極的に参加・活用して、棚田米の販路を拡大する。

② 自然環境の保全・活用

- ・ 森の学校キョロロと連携し、里山ウォーキング等の取組みなど、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出拡大を図る。
- ・ 布川地区全体で、環境保全の取組みを推進するのぼり旗を設置し、環境保全の取組みを地域内外にPRする。
- ・ 侵入防止柵の設置等、あらゆる侵入防止策を行い、農作物の被害を軽減する。

③ 良好な景観の形成

- ・ 下布川棚田で耕作放棄地や棚田の周辺に花苗の植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。
- ・ 布川地区全体で、主な棚田スポットで冬期湛水を実施し、良好な景観を確保する。
- ・ 布川地区全体で、棚田周辺の荒れた杉枝等を伐採し、良好な景観を確保する。

④ 伝統文化の継承

- ・ 布川地区全体で、五穀豊穰を願う春祭り、田休み祭り、小正月のどんと焼きなどの伝統文化の継承を図る。
- ・ 東川棚田および下布川棚田で盆踊り、収穫祭を祝うコンサートなどのイベントを開催し、来訪者と共に伝統文化の継承を図る。

⑤ 集落機能の強化

- ・ 布川地区全体で、地域おこし協力隊や都市部の大学等の外部人材を集落ボランティアや地域活性化の人材として受け入れ、集落機能の強化を図る。

- ・ 布川地区全体で、NPO 松之山いきいき隊と連携し、高齢者向けの生活支援事業（お茶の間、弁当づくり、見守り、除雪等）を実施し、集落機能の強化を図る。
- ・ 高齢化する布川地区の集落を支援する「小さな拠点」を東川棚田に整備し、集落機能の強化を図る。

3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 下布川棚田と中尾棚田で棚田オーナー制度やトラスト会員制度、農村交流体験イベントを実施し、関係人口の創出を図る。
- ・ 布川地区全体で、地区の棚田の保全を応援してくれる団体等との相互交流を積極的に実施・参加し、関係人口の創出や棚田米の販路拡大を図る。
- ・ 布川地区全体で、地域おこし協力隊制度や農業体験事業等を活用して、移住・定住者の増加を図る。
- ・ 東川棚田の地域交流施設「東川ハウス」と再生古民家を活用して、積極的に都市部の人材やインターンシップ等を受け入れ、移住を見据えた関係人口の増加を図る。

② 棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 下布川棚田で「棚田アート」事業の実施を通じて、観光客を誘客する。
- ・ 中尾棚田や下布川棚田にある公園の遊歩道や看板、休憩所等を、良好な状態で維持・管理し、観光客の受入体制を整備する。
- ・ 布川地区全体の主な棚田スポットに看板や休憩所を設置し、観光客の受入体制を整備する。
- ・ 東川棚田の地域交流施設「東川ハウス」を活用して、農家レストランや直売所を整備するなど、観光で稼げる仕組みを構築する。
- ・ 下布川棚田の古民家の利用促進や新たな古民家の再生・活用によって、宿泊需要を喚起する。

③ 棚田地域の資源を活用した六次産業化の推進

- ・ 東川棚田の地域交流施設「東川ハウス」の利用を促進し、山菜等の地域資源を原料とした加工品の開発・製造・販売に取り組む。

④ 棚田を舞台とした芸術文化活動の推進

- ・ 東川棚田の大地の芸術祭作品「最後の教室」等を積極的に活用し、布川の棚田米販売促進や関係人口の創出を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない指定棚田地域振興活動を実施する棚田オーナー、学生や企業等は、主に農業体験活動やボランティア活動を実施することとする。

(3) 指定棚田地域振興活動の今季計画等の考え方

今季における目標設定の考え方及び数値の根拠は、前回計画（令和2年6月～令和7

年３月）までの実績を考慮した。目標設定を達成した内容は活動項目から削除した。一方、大学連携等、前回計画の活動の中で実績を上げ、次のステップに進んだ内容を新たな取組みとして追加した。また、鳥獣被害など布川地区全域に拡大した課題対策を追加した。新たな取組みやこれまで継続している活動は、人口減少や高齢化等の社会環境の変化に対応した内容とし、より現実的な数値目標を設定した。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

布川の棚田と生きる会は十日町市、農業者、農業者団体、地域住民ほかで構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項